

## 「週休2日」試行工事実施要領の改定に係る新旧対照表（1/11）

旧 【改定前】	新 【改定後】
「週休2日」試行工事実施要領	「週休2日」試行工事実施要領
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、鹿児島県土木部が所管する事業（営繕事業除く）及び商工労働水産部が所管する漁港事業において、「週休2日」試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休2日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 「週休2日」とは、対象期間において、1週間のうち土・日曜日の休日取得を目標に、4週8休以上の休日を確保し、休日は現場閉所とすることをいう。</p> <p>2 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。</p> <p>(1) 夏季休暇3日間（8月13日～15日）及び年末年始6日間（12月29日～1月3日）</p> <p>(2) 工場製作のみを実施している期間</p> <p>(3) 工事の全部を一時中止している期間</p> <p>(4) 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間</p> <p>3 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>4 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、鹿児島県土木部が所管する事業（営繕事業除く）及び商工労働水産部が所管する漁港事業において、「週休2日」試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休2日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 「週休2日」とは、対象期間において、1週間のうち土・日曜日の休日取得を目標に、4週8休以上の休日を確保し、休日は現場閉所とすることをいう。</p> <p>2 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。</p> <p>(1) 夏季休暇3日間及び年末年始6日間</p> <p>(2) 工場製作のみを実施している期間</p> <p>(3) 工事の全部を一時中止している期間</p> <p>(4) 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間</p> <p>3 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>4 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</p>

## 「週休 2 日」 試行工事実施要領の改定に係る新旧対照表 (2/11)

旧 【改定前】	新 【改定後】
<p>(対象工事)</p> <p>第 4 条 対象工事は、原則として土木部が所管する事業（営繕事業を除く）及び商工労働水産部が所管する漁港事業の全ての工事とするが、社会的要請や現場条件の制約等により、発注者が「週休 2 日」試行工事に適しないと判断する以下の工事については、対象外とすることができる。</p> <p>(1) 社会的要請等により、早期の工事完成が望まれる工事（例：災害復旧工事、供用時期が公表されている事業に関連する工事）</p> <p>(2) 現場条件の制約等により、連続施工を余儀なくされる工事（例：トンネル工事、ニューマチックケーソン工事等）</p> <p>2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に「週休 2 日」試行工事の対象であることを明示するものとする。</p> <p>(実施手続)</p> <p>第 5 条 受注者は、施工計画書提出前に「週休 2 日」試行工事の実施の意向について、工事打合簿により発注者と協議し、実施の有無を決定する。なお、「週休 2 日」試行工事を実施しない場合は、第 2 項から第 4 項までの規定は適用しない。</p> <p>2 受注者は、施工計画書提出時に、4 週 8 休以上の休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表（別紙 1 参照）」（以下「計画実績表」という。）を発注者に提出する。</p> <p>3 受注者は、「週休 2 日」試行工事である旨を工事の標示施設に明示する。（別図参照）</p> <p>4 受注者は、契約変更時及び工事完了後に休日の取得実績を記載した「計画実績表」を発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）の提示を求められた際には提示する。</p> <p>(工事費の積算)</p> <p>第 6 条 発注者は、4 週 8 休以上の休日確保した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。なお、「週休 2 日」試行工事を実施しない場合及び実施の結果、4 週 8 休以上の休日確保に満たない場合は、その実施状況に応じて補正分を減額変更するものとする。また、市場単価方式による積算に当たっては、別表に示す補正係数に乗じるものとする。</p>	<p>(対象工事)</p> <p>第 4 条 対象工事は、原則として土木部が所管する事業（営繕事業を除く）及び商工労働水産部が所管する漁港事業の全ての工事とするが、社会的要請により、<u>早期の完成が望まれる災害時の応急工事等</u>については、対象外とすることができる。</p> <p>2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に「週休 2 日」試行工事の対象であることを明示するものとする。</p> <p>(実施手続)</p> <p>第 5 条 受注者は、施工計画書提出前に「週休 2 日」試行工事の実施の意向について、工事打合簿により発注者と協議し、実施の有無を決定する。なお、「週休 2 日」試行工事を実施しない場合は、第 2 項から第 4 項までの規定は適用しない。</p> <p>2 受注者は、施工計画書提出時に、4 週 8 休以上の休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表（別紙 1 参照）」（以下「計画実績表」という。）を発注者に提出する。</p> <p>3 受注者は、「週休 2 日」試行工事である旨を工事の標示施設に明示する。（別図参照）</p> <p>4 受注者は、契約変更時及び工事完了後に休日の取得実績を記載した「計画実績表」を発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）の提示を求められた際には提示する。</p> <p>(工事費の積算)</p> <p>第 6 条 発注者は、4 週 8 休以上の休日確保した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。なお、「週休 2 日」試行工事を実施しない場合及び実施の結果、4 週 8 休以上の休日確保に満たない場合は、その実施状況に応じて補正分を減額変更するものとする。また、市場単価方式による積算に当たっては、別表に示す補正係数に乗じるものとする。</p>

## 「週休2日」試行工事実施要領の改定に係る新旧対照表 (3/11)

旧 【改定前】	新 【改定後】
<p>[一般土木事業]</p> <p>① 4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合）            【労務費】 1.05 【機械経費(賃料)】 1.04            【共通仮設費】 1.04 【現場管理費】 1.06</p> <p>② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満の場合）            【労務費】 1.03 【機械経費(賃料)】 1.03            【共通仮設費】 1.03 【現場管理費】 1.04</p> <p>③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%以上25.0%未満の場合）            【労務費】 1.01 【機械経費(賃料)】 1.01            【共通仮設費】 1.02 【現場管理費】 1.03</p> <p>[港湾・漁港事業]</p> <p>① 4週8休以上（現場閉所率が28.5%以上の場合）            【労務費】 1.05 【機械経費(賃料)】 1.04            【共通仮設費】 1.02 【現場管理費】 1.03            ・ 臨港道路，橋梁に関する工事は，[一般土木事業]を適用する</p> <p>[空港土木工事]</p> <p>① 4週8休以上（現場閉所率が28.5%以上の場合）            【労務費】 1.05 【機械経費(賃料)】 1.04            【共通仮設費】 1.03 【現場管理費】 1.04</p> <p>② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25.0%以上28.5%未満の場合）            【労務費】 1.03 【機械経費(賃料)】 1.03            【共通仮設費】 1.02 【現場管理費】 1.03</p> <p>③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%以上25.0%未満の場合）            【労務費】 1.01 【機械経費(賃料)】 1.01            【共通仮設費】 1.01 【現場管理費】 1.01</p> <p>(実施証明)            第7条 「週休2日」試行工事を実施した工事で，4週6休以上の休日を確保した場合は，実施内容を記載した実施証明書（別紙2参照）を発行する。</p>	<p>[一般土木事業]</p> <p>① 4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合）            【労務費】 1.05 【機械経費(賃料)】 1.04            【共通仮設費】 1.04 【現場管理費】 1.06</p> <p>② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満の場合）            【労務費】 1.03 【機械経費(賃料)】 1.03            【共通仮設費】 1.03 【現場管理費】 1.04</p> <p>③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%以上25.0%未満の場合）            【労務費】 1.01 【機械経費(賃料)】 1.01            【共通仮設費】 1.02 【現場管理費】 1.03</p> <p>[港湾・漁港事業]</p> <p>① 4週8休以上（現場閉所率が28.5%以上の場合）            【労務費】 1.05 【機械経費(賃料)】 1.04            【共通仮設費】 1.02 【現場管理費】 1.03            ・ 臨港道路，橋梁に関する工事は，[一般土木事業]を適用する</p> <p>[空港土木事業]</p> <p>① 4週8休以上（現場閉所率が28.5%以上の場合）            【労務費】 1.05 【機械経費(賃料)】 1.04            【共通仮設費】 1.03 【現場管理費】 1.04</p> <p>② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25.0%以上28.5%未満の場合）            【労務費】 1.03 【機械経費(賃料)】 1.03            【共通仮設費】 1.02 【現場管理費】 1.03</p> <p>③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%以上25.0%未満の場合）            【労務費】 1.01 【機械経費(賃料)】 1.01            【共通仮設費】 1.01 【現場管理費】 1.01</p> <p>(実施証明)            第7条 「週休2日」試行工事を実施した工事で，4週6休以上の休日を確保した場合は，実施内容を記載した実施証明書（別紙2参照）を発行する。</p>

## 「週休2日」試行工事実施要領の改定に係る新旧対照表 (4/11)

旧 【改定前】	新 【改定後】
<p>(留意事項)</p> <p>第8条 「週休2日」試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。</p> <p>(1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。</p> <p>(2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。</p> <p>(3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。</p> <p>(4) 資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。</p> <p>附則 この要領は、平成30年2月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和元年7月15日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和2年7月15日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和3年8月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(留意事項)</p> <p>第8条 「週休2日」試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。</p> <p>(1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。</p> <p>(2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。</p> <p>(3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。</p> <p>(4) 資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。</p> <p><u>(5) 受注者が週休2日に取り組む場合、各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1ヶ月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。</u></p> <p>附則 この要領は、平成30年2月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和元年7月15日から施行する。</p> <p>この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和2年7月15日から施行する。</p> <p>この要領は、令和3年8月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>この要領は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

## 「週休2日」試行工事実施要領の改定に係る新旧対照表（5/11）

旧 【改定前】							新 【改定後】							
別表						別表								
[一般土木事業]						[一般土木事業]								
名称	区分	補正係数			4週8休以上	名称	区分	補正係数			4週8休以上			
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上				4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上				
鉄筋工		1.01	1.03	1.05	鉄筋工		1.01	1.03	1.05	鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04	ガス圧接工		1.01	1.02	1.04	ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02	インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02	インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02	防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02	防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03	防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03	防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01	道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01	道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04		撤去・移設	1.01	1.03	1.04		撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02	道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02	道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02	法面工		1.00	1.01	1.02	法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03	吹付砕工		1.01	1.02	1.03	吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05	道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05	道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05		剪定	1.01	1.03	1.05		剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05	公園植栽工		1.01	1.03	1.05	公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02	橋面防水工		1.00	1.01	1.02	橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01	薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01	薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01	グルーピング工		1.00	1.01	1.01	グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02	軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02	軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01	コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01	コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

## 「週休2日」試行工事実施要領の改定に係る新旧対照表（6/11）

旧 【改定前】			新 【改定後】		
[港湾・漁港事業]			[港湾・漁港事業]		
別表			別表		
	名称	区分	補正係数		補正係数
			4週8休以上		4週8休以上
	底面工		1.04		1.04
	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)		1.01		1.01
	支保工		1.05		1.05
	足場工		1.03		1.03
	鉄筋工		1.05		1.05
	吊鉄筋工		1.05		1.05
	型枠工		1.04		1.04
	コンクリート打設工	(ポンプ車打設)	1.05		1.05
		(ポンプ車打設以外)	1.05		1.05
	止水板工		1.05		1.05
	上蓋工		1.05		1.05
	伸縮目地工		1.03		1.03
	係船柱取付		1.05		1.05
	防舷材取付		1.05		1.05
	車止・縁金物取付		1.05		1.05
	係船柱撤去		1.05		1.05
	防舷材撤去		1.05		1.05
	車止撤去		1.05		1.05
	電気防食取付		1.05		1.05
	防砂目地板取付工(陸上施工)		1.05		1.05
	防砂目地板取付工(水中施工)		1.04		1.04
	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)		1.04		1.04
	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)		1.04		1.04
	ペトロラタム被覆		1.05		1.05
	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)		1.05		1.05
	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)		1.05		1.05
	かき落とし工		1.05		1.05
	汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.04		1.04
	汚濁防止枠設置・撤去		1.03		1.03
	灯浮標設置・撤去		1.04		1.04
	汚濁防止膜保守管理	(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01		1.01
		(海上目視点検作業船なし)	1.05		1.05
	異形ブロック製作	型枠工	1.05		1.05
		コンクリート打設工	1.05		1.05
	底面工		1.04		1.04
	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)		1.01		1.01
	支保工		1.05		1.05
	足場工		1.03		1.03
	鉄筋工		1.05		1.05
	吊鉄筋工		1.05		1.05
	型枠工		1.04		1.04
	コンクリート打設工	(ポンプ車打設)	1.05		1.05
		(ポンプ車打設以外)	1.05		1.05
	止水板工		1.05		1.05
	上蓋工		1.05		1.05
	伸縮目地工		1.03		1.03
	係船柱取付		1.05		1.05
	防舷材取付		1.05		1.05
	車止・縁金物取付		1.05		1.05
	係船柱撤去		1.05		1.05
	防舷材撤去		1.05		1.05
	車止撤去		1.05		1.05
	電気防食取付		1.05		1.05
	防砂目地板取付工(陸上施工)		1.05		1.05
	防砂目地板取付工(水中施工)		1.04		1.04
	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)		1.04		1.04
	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)		1.04		1.04
	ペトロラタム被覆		1.05		1.05
	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)		1.05		1.05
	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)		1.05		1.05
	かき落とし工		1.05		1.05
	汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.04		1.04
	汚濁防止枠設置・撤去		1.03		1.03
	灯浮標設置・撤去		1.04		1.04
	汚濁防止膜保守管理	(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01		1.01
		(海上目視点検作業船なし)	1.05		1.05
	異形ブロック製作	型枠工	1.05		1.05
		コンクリート打設工	1.05		1.05

## 「週休2日」試行工事実施要領の改定に係る新旧対照表 (7/11)

旧 【改定前】				新 【改定後】			
参 考				参 考			
[一般土木事業]				[一般土木事業]			
	現場閉所状況				現場閉所状況		
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5%以上	25.0%以上 28.5%未満	21.4%以上 25.0%未満	現場閉所率	28.5%以上	25.0%以上 28.5%未満	21.4%以上 25.0%未満
労務費	1.05	1.03	1.01	労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費	1.04	1.03	1.02	共通仮設費	1.04	1.03	1.02
現場管理費	1.06	1.04	1.03	現場管理費	1.06	1.04	1.03
[港湾・漁港事業]				[港湾・漁港事業]			
	現場閉所状況				現場閉所状況		
	4週8休以上				4週8休以上		
現場閉所率	28.5%以上			現場閉所率	28.5%以上		
労務費	1.05			労務費	1.05		
機械経費(賃料)	1.04			機械経費(賃料)	1.04		
共通仮設費	1.02			共通仮設費	1.02		
現場管理費	1.03			現場管理費	1.03		
[空港土木事業]				[空港土木事業]			
	現場閉所状況				現場閉所状況		
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5%以上	25.0%以上 28.5%未満	21.4%以上 25.0%未満	現場閉所率	28.5%以上	25.0%以上 28.5%未満	21.4%以上 25.0%未満
労務費	1.05	1.03	1.01	労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費	1.03	1.02	1.01	共通仮設費	1.03	1.02	1.01
現場管理費	1.04	1.03	1.01	現場管理費	1.04	1.03	1.01
※現場閉所率…対象期間内の現場閉所日数の割合 (28.5%→8日/28日, 25.0%→7日/28日, 21.4%→6日/28日)				※現場閉所率…対象期間内の現場閉所日数の割合 (28.5%→8日/28日, 25.0%→7日/28日, 21.4%→6日/28日)			



## 「週休2日」試行工事実施要領の改定に係る新旧対照表 (9/11)

旧 【改定前】	新 【改定後】
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">(別紙2)</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">令和〇年〇月〇日</div> <div style="margin-bottom: 10px;">株式会社 ○〇〇〇 〇〇 〇〇 殿</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">鹿児島県〇〇地域振興局長 〇〇 〇〇</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">週休2日実施証明書</div> <p>下記工事について、週休2日の実施を証明する。</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">記</div> <p>工 事 名 : ○〇〇〇工事 (〇〇R〇-〇工区) 工 期 : 令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日 完成年月日 : 令和〇年〇月〇日</p> <p>週休2日実施内容 (実施した内容に■を附している)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 4週8休を達成した。</li> <li><input type="checkbox"/> 4週7休を達成した。</li> <li><input type="checkbox"/> 4週6休を達成した。</li> </ul>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">(別紙2)</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">令和〇年〇月〇日</div> <div style="margin-bottom: 10px;">株式会社 ○〇〇〇 〇〇 〇〇 殿</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">鹿児島県〇〇地域振興局長 〇〇 〇〇</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">週休2日実施証明書</div> <p>下記工事について、週休2日の実施を証明する。</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">記</div> <p>工 事 名 : ○〇〇〇工事 (〇〇R〇-〇工区) 工 期 : 令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日 完成年月日 : 令和〇年〇月〇日</p> <p>週休2日実施内容 (実施した内容に■を附している)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 4週8休を達成した。</li> <li><input type="checkbox"/> 4週7休を達成した。</li> <li><input type="checkbox"/> 4週6休を達成した。</li> </ul>

「週休2日」 試行工事実施要領の改定に係る新旧対照表 (10/11)

旧 【改定前】	新 【改定後】
<p style="text-align: center;">「週休2日」 試行工事の明示例</p> <div data-bbox="286 536 936 1350" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>ご迷惑をおかけします</b></p> <p style="text-align: center;"><b>「週休2日」 試行工事</b></p> <p style="text-align: center;">○ ○ ○ ○ ○ ○ を <b>なおして</b>います</p> <p style="text-align: center;"><small>熱い感動 風は南から</small> <b>2023</b> <b>燃ゆる感動</b></p> <p style="text-align: center;"><b>かごしま国体・かごしま大会</b> <small>特別国民体育大会 ——— 特別全国障害者スポーツ大会</small></p> <p style="text-align: center;"><b>令和○○年○○月○○日まで</b> <b>時間帯 ○:○○~○:○○</b></p> <p style="text-align: center;"><b>道路改築工事(○○○○R○-○工区)</b></p> <p><b>発注者</b> 鹿児島県○○地域振興局 建設部○○○○課 電話 099-***-****</p> <p><b>施工者</b> ○○○○○建設株式会社 電話 099-***-****</p> </div>	<p style="text-align: center;">「週休2日」 試行工事の明示例</p> <div data-bbox="1308 536 1957 1350" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>ご迷惑をおかけします</b></p> <p style="text-align: center;"><b>「週休2日」 試行工事</b></p> <p style="text-align: center;">○ ○ ○ ○ ○ ○ を <b>なおして</b>います</p> <p style="text-align: center;"><small>熱い感動 風は南から</small> <b>2023</b> <b>燃ゆる感動</b></p> <p style="text-align: center;"><b>かごしま国体・かごしま大会</b> <small>特別国民体育大会 ——— 特別全国障害者スポーツ大会</small></p> <p style="text-align: center;"><b>令和○○年○○月○○日まで</b> <b>時間帯 ○:○○~○:○○</b></p> <p style="text-align: center;"><b>道路改築工事(○○○○R○-○工区)</b></p> <p><b>発注者</b> 鹿児島県○○地域振興局 建設部○○○○課 電話 099-***-****</p> <p><b>施工者</b> ○○○○○建設株式会社 電話 099-***-****</p> </div>

## 「週休 2 日」 試行工事実施要領の改定に係る新旧対照表 (11/11)

旧 【改定前】		新 【改定後】	
「週休 2 日」 試行工事実施フロー		「週休 2 日」 試行工事実施フロー	
時点	項目	受注者	発注者
発注時	積算	-	4 週 8 休以上の休日を確保した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成  【実施要領第 6 条関係】
	特記仕様書	-	対象工事である旨を明示  【実施要領第 4 条関係】
↓			
契約後	意思表示	施工計画書提出前に実施の意向について「工事打合簿」により協議  【実施要領第 5 条第 1 項関係】	受理
		施工計画書提出時に休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表」を提出  【実施要領第 5 条第 2 項関係】	受理
↓			
実施中	準備	工事の標示施設に「週休 2 日」 試行工事である旨を明示  【実施要領第 5 条第 3 項関係】	確認
	実施報告①	契約変更時に休日の取得実績を記載した「休日取得計画実績表」を提出  実施しない場合及び実施の結果、4 週 8 休以上の休日確保に満たない場合は実施状況に応じて補正分を減額変更  【実施要領第 5 条第 4 項関係】	工事日誌や出勤簿等により休日の取得実績を確認  【実施要領第 5 条第 4 項関係】
↓			
完成時	実施報告②	工事完了後に最終の休日の取得実績を記載した「休日取得計画実績表」を提出  【実施要領第 5 条第 4 項関係】	工事日誌や出勤簿等により休日の取得実績を確認  【実施要領第 5 条第 4 項関係】

  

旧 【改定前】		新 【改定後】	
「週休 2 日」 試行工事実施フロー		「週休 2 日」 試行工事実施フロー	
時点	項目	受注者	発注者
発注時	積算	-	4 週 8 休以上の休日を確保した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成  【実施要領第 6 条関係】
	特記仕様書	-	対象工事である旨を明示  【実施要領第 4 条関係】
↓			
契約後	意思表示	施工計画書提出前に実施の意向について「工事打合簿」により協議  【実施要領第 5 条第 1 項関係】	受理
		施工計画書提出時に休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表」を提出  【実施要領第 5 条第 2 項関係】	受理
↓			
実施中	準備	工事の標示施設に「週休 2 日」 試行工事である旨を明示  【実施要領第 5 条第 3 項関係】	確認
	実施報告①	契約変更時に休日の取得実績を記載した「休日取得計画実績表」を提出  実施しない場合及び実施の結果、4 週 8 休以上の休日確保に満たない場合は実施状況に応じて補正分を減額変更  【実施要領第 5 条第 4 項関係】	工事日誌や出勤簿等により休日の取得実績を確認  【実施要領第 5 条第 4 項関係】
↓			
完成時	実施報告②	工事完了後に最終の休日の取得実績を記載した「休日取得計画実績表」を提出  【実施要領第 5 条第 4 項関係】	工事日誌や出勤簿等により休日の取得実績を確認  【実施要領第 5 条第 4 項関係】